

“満洲国”の技術員・技術工養成の諸施策に関する研究

— 戦時下の技術員・技能工養成に関する原正敏の研究を語る —

2009.11.22 宇都宮大学にて

佐々木 享

(名古屋大学名誉教授)

[要約]

技術教育、職業教育の研究者である原正敏（東京大学名誉教授）（1923～）は、65歳過ぎから、第二次大戦中に日本国内及び日本の支配下にあった“満洲国”（中国東北地方）内で実施された技術員・技術工養成の施策を実証的に調査研究した。戦時下という時期の点でも“満洲国”という地域性の点でも困難が多いこれらの研究は16編の論考にまとめられている。調査に際して収集された資料は膨大なもので、そこには調査の過程で行われた関係者からの聴き取りの記録なども含まれている。これらの貴重な資料は関係者の理解と援助により、宇都宮大学附属図書館に収蔵されることになった。

本報告は、“満洲国”関連の技術員・技術工養成に関して著者（原）が解明した施策の概要に関する研究を概括し、他方で実証に徹するあまり、歴史的評価が曖昧にされた弱点を含むなど、今後に残された研究課題を指摘した。

[キーワード]

第二次大戦下 “満洲国”（中国東北地方） 日満技術工養成所 技術工養成
満洲帝国委託土木技術員養成所 立命館日満高等工科学学校 在外指定学校 植民地教育

はじめに— 課題の設定

この報告の目的は、(1) 宇都宮大学に所蔵されている“満洲国”向けの技術員・技術工養成の諸施策というやや特異な領域に関する研究の資料群に注目し、これら資料を収集した研究者原正敏を紹介すること、(2) 原により解明された戦時中から敗戦までの時期に設置された“満洲国”向けの技術員・技術工養成施設の設置・展開過程の実証的研究を概観すること、及び(3) これらに関する評者の若干の感想を述べることにある [注]。

[注] 原正敏の諸論文では、同一の論文のなかでさえ“満洲国”と“満州国”のように「州」と「洲」が混在している。ここでは、表記を「洲」に統一する。

丸山剛史の整理によると、“満洲国”関係の技術教育に関する原正敏の論考は、別表のように、全部で16編知られる [注]。以下ではこれら16編を「諸論考」と一括する。こ

れら「諸論考」の対象は、戦時期という時期という点でも、中国東北地方（旧“満洲国”）という地域という点でも調査研究に困難が多い分野である。著者がこれらの研究遂行のために収集した貴重かつ膨大な資料群は、丸山の努力と宇都宮大学の関係者の深い理解と協力を得て、散逸を免れ、宇都宮大学附属図書館に一括して保存されることになった。

〔注〕丸山剛史「宇都宮大学所蔵『満洲国』技術員・技術工養成関係資料目録の解説と凡例」『植民地教科書と国定教科書』植民地教育史研究年報第11号（2009年6月）による。

この報告では、関係者のご尽力に対する感謝の意を込めて、「諸論考」にみられる若干の特徴について感想を述べる。

1. 著者(原正敏)の研究歴について

[1] 図学、図学史研究

最初に、この一連の「諸論考」を著した著者（原正敏）について、その著作の面から若干の特徴を紹介する。

著者の千葉大学退官に際してまとめられた『原正敏 著作目録』（1989年6月）には、大小298件にのぼる著作が記載されている。それらの内容を後述の著者の職歴に沿って分けてみると、図学、製図関係が24件で、そのほかのほとんどすべては、技術・職業教育関係の著作である。著者が技術教育、職業教育の研究に打ち込んできたことがわかる。

しかし、著者は、職歴の面でいえば、一方で、中断を挟んで、長く東京大学教養学部で図学を講じていたことが注目されるべきであろう。著者の1989年までの著作全298件のなかには図学、製図関係が24件含まれている。そのなかには、翻訳書を含む当該分野に関する本格的な学術論文も含まれている。大学工学部出身の著者が図学、製図の教育者・研究者の道を歩んだことに特段の不思議はない。しかし、評者（佐々木）にはこれらの業績を評価する力量に欠けているので、ここでは立ち入らない。

[2] 技術教育、職業教育、職業訓練研究

著者は、同じく職歴の面でいえば、北海道大学、静岡大学、千葉大学の教育学部において、技術教育、職業教育の教育と研究に従事した。図学、製図関係をのぞいた1989年までの270件以上の著作のほとんどすべては、広い意味で技術教育、職業教育、職業訓練に関係する問題を扱ったものである。

著者は東京帝国大学卒業後しばらく出版社に勤務し、1950年から東京都立の高等学校に勤務した。当初は理科を担当したが後に自ら希望して工業高校に転じた。その工業高校機械科勤務時代の1960年に、長谷川淳（当時東京工大助教授）、山崎俊雄（当時東京工大助手）の両氏と語らって技術教育研究会という小さな研究会を発足させた。著者は37歳の働き盛りで、この企画を積極的に推し進めた。

小さなサークルとして発足したこの会は、数年後には日本民間教育研究団体連絡会（略称民教連）に加盟し、時の権力側に組みせず、自主的に研究と運動をすすめる典型的な民間教育研究団体の一つとなった。著者は、この研究会の発足から北海道大学に赴任するまでの最初の10年間事務局長を務め、この研究運動の基礎を築いた。のち1978年から1990

年までは同研究会の代表委員にもなっている [注]。

[注] 技術教育研究会における活動については、著者自身が機関誌『技術と教育』の第 251 号 (1994 年 11 月) から第 262 号 (1995 年 10 月) に連載した「技術教育研究会のあしどりー自分史を軸に」を書いている。

技術教育、職業教育に関する著者の最初の著作は、東京都高等学校教職員組合の教育研究集会に提出した「職業訓練法と学校教育」という報告であった。そこでは、1958 年に成立した職業訓練法の意義に触れながら、学校教育関係者はもっと職業訓練に関心を持つべきだと論じられていた。早い時期から、文部省所管の学校教育にしか目を向けない学校教育中心の教育学の枠組みを超える視野をもっていたことは注目される。

1960 年代には日本科学史学会が全 35 巻の『日本科学技術史大系』を刊行し始めており、著者は長谷川淳氏らに誘われてその教育の巻の編集・執筆に参加した。多分この仕事は、著者が着実な実証的研究の手法を駆使して本格的に近代日本の技術教育史研究にとり組む最初の契機であったと推測される。

1970 年代に刊行された国立教育研究所編『近代日本教育百年史』の『産業教育』の巻において、戦時期及び戦後初期の章の執筆を担当していたことをつけ加えて置く。この時期の仕事が、今回取り上げる諸論考への関心の背景になっていると思われるからである。

II.“満州国”の技術員・技術工養成の諸施策に関する「諸論考」の構成

以下では、丸山により整理された「諸論考」16 編それぞれの論旨の概要を紹介する。

なお、それぞれの原論文のタイトルは長いので、別表に示したように、評者が番号を付し、内容を適宜に要約したタイトルをつけて、これをイタリック体で示した。

[1]大森工業徒弟学校研究

①大森工業徒弟学校研究と②大森工業徒弟学校研究の補遺とは、日本国内で地域の中小企業の連合組織により 1939 年に設立された大森機械工業徒弟学校というユニークな学校の開設から終焉までの経過報告である。「工業徒弟学校」という珍しい呼称の施設 [注] に注目していることなど、技術・職業教育に関する著者の関心のありようを示唆している点が興味深い。ただし、この論考 2 編は直接に“満州国”に関連した施設の報告ではない。

[注] 蛇足をつけ加えると、徒弟学校規程は 1894 年に制定された。徒弟学校の制度は学科課程、授業形態、教育年限等が極めて柔軟な組織として想定されたが、十分な発達を見るに至らず、1921 年に廃止された。大森機械工業徒弟学校はこの徒弟学校規程に準拠した学校ではなく、法規の面ではいわゆる乙種の工業学校であった。

[2]“満州国”に供給するために日本国内に開設された技術員・技能者養成施設

③以下が“満州国”関連の「諸論考」である。

なおここでは予め、各論文において、「技術員」と「技能者」あるいは「技術工」なることばが明確に区別されていることに注意したい。このそれぞれについての著者による定義や説明を見出すことはできないが、評者の理解では、「技術員」とは中等学校卒業を入学資格として 1～2 年間の工業の専門教育を行う学校を卒業した者を指しており、現場に

において果たしている役割に基づいて著者が編み出した概念ではないように思われる。

「技能者」あるいは「技術工」は、小学校高等科卒業を入学（入所）資格として、1～3年かけて技能訓練を受けて養成される労働者を指している。この訓練課程は、戦前はもちろん、戦後においても、学校教育体系には規定されていない施設である。それ故に、学校中心の教育史研究で取り扱われることはほとんどなかった領域である。

(a)技能者養成施設

④「日満技術工養成所から秋田日満工業学校へ」の主要な内容の一つは、“満洲国”に技術員・技能者を供給するために日本国内で養成する施策を担う「日満技術工養成所」の設立とその財団法人への発展、及びその最初の施設として1938年に秋田に設立された日満技術工養成所の開所以来の運営実態の調査報告である。この施設への入所資格は高等小学校卒で、修業年限は3カ年である。一連の「論考」の最初のものであったからか、財団設立の経過、入所生募集の経過などが詳細に述べられている。また、この施設が後に秋田日満工業学校と称する甲種工業学校に転換するまでの経緯を紹介している。

⑥「九州日満技術工養成所から九州日満工業学校へ」は、秋田市に設置された上記の日満技術工養成所に続いて、1939年に同種の施設として北九州の直方に設置された九州日満鉱業技術工養成所の設立経過と、同所が九州日満工業学校という甲種工業学校に転換・昇格する経過の紹介である。

⑦「酒田日満技術工養成所から酒田日満工業学校校へ」は、第3番目の同種の施設として1940年に秋田県の酒田に開設された酒田日満技術工養成所の設置経緯とその訓練内容、及びこの養成所が甲種工業学校たる酒田日満工業学校に転換する経過等を紹介している。

③『戦時体制下の旧満洲における技術員・技術工養成の総合的研究』は、科学研究費補助金による研究報告書で、表題が「旧満洲における」とされているので誤解され易いが、日本国内に設置された“満洲国”向けの技術員、技術工等の教育・訓練施設に関する事例調査報告で、上記の④⑥⑦の内容と重複している。

(b)技術員養成施設

⑧「立命館日満高等工科学校」は、中等学校卒を入学資格とする修業年限3カ年の立命館高等工科学校が1938年に設立された経過、及びこの学校が翌39年に修業年限2カ年の立命館日満高等工科学校と改組された経過とその教育実績に関する調査報告である。

⑪「満洲帝国交通部委託土木技術員養成所」は、官立の仙台高等工業学校及び名古屋高等工業学校に1938年から、1940年度から熊本高等工業学校に付置された満洲帝国交通部委託土木技術員養成所の設立から敗戦までの経過を解明している。この施設への入学資格は中等学校卒で、修業年限は1カ年、修業期間中は1ヶ月40円の手当が支給された。この委託生は、卒業後2カ年は清洲国政府の土木技術者として働く義務を課せられた。

(c)渡満前の青少年技術生訓練所

⑨「満洲鉱工青少年技術生訓練所」は、“満洲国”に赴任する直前の青少年を訓練する施設（1939年度開始）の概要紹介である。この施設では、渡満する直前のごく短期間（計画では2ヶ月、実際には20日間の場合もあった）、茨城県に設置されていた満蒙開拓青少年義勇軍訓練所（通称内原訓練所）の河和田分所において、農を中心とした精神鍛錬が行われた。施設の名称にかかわらず、技術関連では二三の講話があったに過ぎなかった。

この施設は、実施主体や施設の名称からみてこのシリーズに加えられたことに不思議は

ない。しかし、内容的には、やや別個に位置づけて考察すべきものであろう。

[3]“満州国”に設置された技術員・技能者養成施設

(a)“満州国”内における技能者養成の政策とその施設

⑫満洲鉦工技術員協会と「鉦工技能者養成令」は、“満州国”における技能者養成政策を実施するために設立された社団法人満洲鉦工技術員協会、及び日本の工場事業場技能者養成令に相当する「鉦工技能者養成令」及びこれに基づいて設立された若干の在満企業の企業内技能者養成施設の概要を一覧表として紹介している。この論文の内容の一部は、⑤と重複している。

⑬「在満九企業の企業内技能者養成施設」は、“満州国”内 8 カ所の企業内技能者養成施設の規則等の紹介である。修業期間 1 カ年、2 カ年 3 カ年の種別があり、1 カ年、2 カ年の施設が多かった。訓練対象には日本人、中国人が併存している。紹介されている施設には、満鉄奉天鉄道技術員養成所のような技術員養成所も含まれている。この論文の内容の一部は、⑤と重複している。

(b)“満州国”内における技術員・技術工養成の総集編

⑭「戦時下、旧満洲における技術員・技術工養成」は、92 頁にのぼる大冊で、他の論考と重複する部分も多い。その意味で「諸論考」の総集編の趣がある。主要な内容目次とその記述の概要は以下の通りである。なお、この論文で用いられている「技術工」なることばは、評者の理解では、前述の「技能者」と同義のようである。

1. 満洲産業開発五カ年計画と日満財政経済研究会

2. 日満・満洲両鉦工技術員協会の設立

3. 協会経営の技術員・技術工養成施設

(1) 吟爾浜鉦工技術工養成所ほか 3 カ所の技術工養成所、(2) 安東鉦工技術員養成所ほか 3 カ所の技術員養成所、及び (3) 満洲鉦工青少年技術生訓練所の概要を紹介している。この (3) は、前述のように、やや特異な施設である。

4. 在満企業の技術員・技術工養成施設

在満会社技能者養成施設及び鉦工業技能者養成所を一覧表にしたもの。

いずれも、1～2 年課程。日本人対象のコース、中国人対象のコースを併置している場合が多い。

5. 在満企業の養成施設の例

満洲飛行機製造株式会社技術工員養成所ほか 4 カ所の施設の概要の紹介。

日本人対象のコースと中国人対象のコースを併置している施設が多い。

ただし中国人対象のコースは日本人対象のそれより短期が多い。

6. 在関東州・満洲の中等工業学校

見出しにかかわらず記載された工業学校は大連工業学校、撫順工業学校、奉天工業学校、本溪湖工業学校、遼陽工業学校、新京工業学校の 6 校のほかに、各種学校というべき大連市立実業学校、新京工学院の 2 校と、新京特別市立第一国民高等学校のような“満州国”の教育法規に準拠した学校の概要が紹介されている。

「満洲」と「関東州」とが区別されていることにも留意すべきであろう。

(c)“満州国”における職業教育・職業訓練に関する施策についての論評

⑮「“満州国”における国民高等学校工科と職業学校」は、以上の諸論考とはやや趣を異にしており、“満州国”時代の中国東北地方の学校制度を概観し、そのなかでとくに中等工業教育と職業教育をやや詳しく紹介している。なお、前述の⑤の一部にも若干の論評が含まれている。

⑯「“満州国”における技術員・技術工養成に関する考察」は、以上のように実証的研究を重ねてきた著者には珍しく、“満州国”における技術員、技術工養成をめぐる施策を論評したものである。ことに、1930年代後半の“満州国”ですすめられた中等教育の職業教育化については、世界史に例のない試みとして注目している。

(d)中国語による論考

⑩「偽満洲国的技術員、技工的養成」と⑬「満洲鉦工青少年技術生訓練所」の2本は、簡体字の中国語で印刷されている。著者はこの「諸論考」に結実する研究を始めてから、中国に出かけて実地に調査することを志し、中国語の学習を始めた。実際にそれぞれ短期間ではあったが数回中国に出かけている。しかし学習した中国語がどれほど役だったのかは定かでない。この二つの論文は、中国人により訳されたもののようである。

III.“満州国”の技術員・技術工養成に関する「諸論考」にみられる若干の特徴

[1]対象とされた時期の特殊性

(a)戦時期

“満州国”関連の施設に焦点が絞られているのは、③以下である。①とその補遺である②、及び④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪の計9編の主たるタイトルは「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面」とされ、これらが同一主題による連作であることが示唆されている。結果から見て、①の研究に着手した当初は、“満州国”関連の施設に関するシリーズにすることを予定していなかったのかも知れない。

これら「諸論考」で取り上げられた対象は、すべて1938年以降に設立された施設で、論述された時期は1945年の敗戦までである。この時期は、公的資料が極端に薄いために、研究は困難を極めていることが知られる。また、戦時期から戦後期への転換の過程なので、研究者にはこの時期をどう特徴づけるか、問われることになる。しかし著者は、ここに取り上げた連作のなかでは、この時期を特徴づける文章をほとんど書いていない。

評者の理解の概略は以下の如くである。日本は、1920年代後半期には金融恐慌とそれに続いた世界恐慌に襲われ、経済活動はどん底にあった。そこから対外侵略戦争をテコとして軍需産業が急速に拡充され、先進的世界各国のなかで最も早くに景気を回復した。

そしておよそ1930年代後半期から、日本国内においては重化学工業の急速な台頭とともない労働力不足とりわけ熟練工不足が各方面で深刻な問題として自覚されはじめた。工業学校の拡充だけでなく、1938年の国家総動員法の発動とその一環としての工場事業場技能者養成令が工場主にたいして技能者養成を義務づけたことはその典型の一つであった。ところが、著者はこれら論考では満洲の動きの背景となっている日本国内の動きについては、珍しく⑩の「はじめに」において、「わが国では、1938年4月の国家総動員法を皮切りに、学校卒業者使用制限令(8月)、国民能力申告令(39年1月)、工場事業場技能

者養成令、学校技能者養成令、従業員雇入制限令（以上 3 月）、国民徴用令（7 月）が相次いで公布・施行されたが、“満州国”においても、国家総動員法（3 各年 2 月）、労働統制法（11 月）、学校卒業生使用制限令（12 月）、職能登録令（39 年 9 月）が公布・施行された。」と総動員関連の勅令を並べて記している。ただし、この場合でも、国家総動員体制の歴史的意義についての著者の理解には言及されていないので、当時の緊張感が伝わって来ないうらみがある。ちなみに、ここに見える「1938 年 4 月の国家総動員法を皮切りに」という著者の表現は不正確で、「1938 年 4 月の国家総動員法に基づいて」とすべきところである。

(b) 計画経済へのはしり

ところで著者は、「諸論考」で石原完爾陸軍参謀本部作戦課長が 1935 年 8 月にのべた「(前略) 民間ニモ政府ニモ日本経済力ノ綜合判断ニ関スル調査ナキヲ知り驚愕シ、種々考慮ノ結果満鉄会社ノ了解ヲ得 (中略)、日滿経済調査会ヲ創立」したという文章に注目している。この文章は「諸論考」のなかに繰り返し登場している。

著者は、“満洲国”へ向けた労務動員、その一環としての技術員、技能者養成を含む「満洲産業開発計画」や「重要産業五カ年計画要項」などの施策は、日本がかつて経験したことのない「経済の計画化」のなかから生まれたことに注目している。

評者もまた、上述した日本国内における国家総動員体制もこの「経済の計画化」の一環と理解する。しかし著者は、⑤に収録したこの時期の年表に一連の施策を掲げるのみで、「経済の計画化」の意義そのものには何ら言及していない。このことは、「諸論考」が解明しようとした一連の施策の歴史的背景を分かりにくくしていることは否めない。

[2] 考察対象施設の限定——技能者養成、技術員養成施設

(a) 企業内教育施設を含む技能者養成、技術員養成施設

この「諸論考」は、技術教育、職業教育の全般ではなく、技能者養成、技術員養成を目的とした施設に限定して注目している点に大きな特色がある。

すなわち、①と②をのぞいた「諸論考」のすべては、“満州国”の企業に技術員、技能工を供給する目的で展開された施策、及びその方針に沿って日本国内に開設された諸施設、さらには“満州国”内に展開された企業内技能者養成施設及び工業学校の実態を解明するという、やや特異な問題領域に関する調査報告とでも称すべきものである。

ただし、大学あるいは専門学校レベルの、いわゆる技術者養成にかかわる施設については全く言及されていないことは、この「諸論考」の特徴の一つといえるかも知れない。

これら論考はすべて、教育史一般ではなく、技術教育、職業教育の分野に焦点をしばった労作である。とくに、従来の教育史研究では文部省所管外であるという理由で滅多に取り上げられることの少ない技能労働者の教育訓練を含んでいることはとくに注目される。

諸施設のいずれについても、主として規則類に基づいて学科課程等が詳細に紹介されている。技術・職業教育史の研究者の面目躍如である。

しかし、制度面からいえば、ここで取り上げられた施設は、工業学校をのぞくと前述の「在外指定学校」制度のらち外にあったことは留意すべきであろう。

(b) 小学校高等科卒を対象とした技能者養成

とくに小学校高等科卒を対象とした技能者養成は、細谷俊夫などごく一部の研究者を

のぞくと、従来の日本教育史では軽んじられてきた。著者の論考がこの種の施設に注目していることは重要である。ここには、文部省所管の学校教育に視野を限定せず、今日でいえば厚生労働省所管の職業訓練、とくに企業内教育施設の世界をも視野に入れるという著者の技術・職業教育観がよく現れている。

(c) 技能者養成施設から工業学校への転換に注目

日満技術工養成所は技能者養成を目的として誕生した施設であったから、その卒業生には、甲種工業学校卒業生とのあいだで給与面で差別されただけでなく、徴兵制度の面、官吏任用の面、上級学校入学資格の面などで中学校卒と同等には扱われなかった。こうしたことへの不満が鬱積したために、甲種工業学校へ転換・「昇格」した事実が注目されている。著者は、卒業生たちに与えられた処遇に対する不満への対処として説明している。しかし評者からみれば、これら施設は教育内容や施設設備という点で当初から充実しており、甲種工業学校へ転換は必然であったように見える。

しかしこの事実は、他面で、日本では教育法規にしばられない職業訓練施設が成立する基盤が欠けていることを改めて示唆しているといえよう。

[3] 対象とされた施設の目的の特殊性――“満洲国”における教育・訓練

(a) 拓殖教育？

④から⑬までの論考は、⑤をのぞいて、“満洲国”向けに日本国内に設立された技能者養成施設、技術員養成施設について、その成立過程、規則等からみた教育訓練の実態、及び敗戦にともなう解散までの経過等を実証的に解明したものである。これら施設の経営については“満洲国”あるいは軍部からの財政的支援が与えられてはいたものの、それらは日本国内の法規に準拠して設立された施設であり、外地に設置された施設ではない。

著者は引用していないが、この時期の類似の施設としては、1930年代に官立の盛岡高等農林学校、三重高等農林学校、宮崎高等農林学校の3校に付設された拓殖訓練所が注目される。この訓練所は、「満蒙ニ移住シ農業ニ従事セントスル者ニ須要ナル技能ヲ授ケ心身ノ訓練ヲ施ス」ことを目的とし、実業学校卒業程度を入学資格として1カ年の訓練を行っている[注]。この目的中の「満蒙」を「満洲」に、「農業」を「工業」に、「1カ年」を「2カ年」に置き換えれば、高等工業学校3校に付設された土木技術員養成施設に類似しているように評者には思える。

[注] 渡部宗助『『拓殖』教育考――拓殖訓練所を中心に』（2001年3月）（科研費報告書、研究代表者・槻木瑞生）

この技術員養成施設に限らず、秋田、酒田、直方に設置された日満技術工養成所の目的、その卒業生に期待した役割も、教育史としてみれば「拓殖教育」の施設といえるのではないかとというのが評者の感想である。

(b) 在外指定学校

前述のように、著者は“満洲国”内に設立された工業学校が「在外指定学校」として指定されていたことに言及している。この「在外指定学校」制度よく知られた制度であるとは言えない[注]。「在外指定学校」制度の直接の目的は、「外地」に存立する当該指定学校の教職員の勤務年限を内地の学校と同じ恩給の対象に含めることである。しかし同時にこの指定は、実際には当該学校が内地の学校と同等であることを内外に明示する役割を果

たしていた。“満洲国”内に設立された工業学校がこの制度の適用を受けていたことにまで言及していることは、著者の目配りの細かさと確かさを示唆していると言えよう。

[注] 渡部宗助「在外指定学校 40 年の歴史について」『国立教育研究所研究集録』第 4 号、1982 年 3 月、81～88 頁。

渡部宗助編『在外指定学校一覧（1906～1945）』によると、在外指定学校全 751 校の所在地を国・地域で分けると、中国東北部（旧満洲国）に 461 校、その他の中国に 215 校と中国とくに“満洲国”内が圧倒的に多い。しかし、日本にとっての“満洲国”のこのような特質に著者が注目した気配は見られない。

ところで、この『在外指定学校一覧（1906～1945）』に掲げられている中国東北地方の実業学校は 10 校で、このうち工業学校は撫順工業学校と奉天工業学校の 2 校のみである。この『一覧』に掲げられている遼陽商業学校は、著者によれば、戦局の緊迫化にともない 1944 年に募集停止し、遼陽工業学校に転換したとされ、「本溪湖工業実習所」は 1944 年 6 月 1 日に「在外指定学校」となり校名を本溪湖工業学校と改めたとされる。この本溪湖工業学校が『在外指定学校一覧（1906～1945）』に掲げられなかった理由は不明。

こうして著者が掲げた関東洲・在満洲の工業学校 6 校のうち大連工業学校、本溪湖工業学校、新京工業学校の 4 校の名はこの『一覧』に見えない。その理由を解明することは課題として残されている。

(c) “満洲国”内の教育研究とその弱点

⑤及び⑭⑮⑯の論考は、“満洲国”内に満洲国政府が設置した教育機関あるいは“満洲国”国内において経営している企業内教育・訓練に関する調査である。これらの論考は、強いていえば、植民地教育史研究に属するといえようか。

ただし、植民地教育史研究という視角から見ると、日本人対象の教育訓練と原住民すなわち中国人対象の教育訓練との違いを論じていない。むしろ、この問題にほとんど意を介していないようにみえることは、この「諸論考」の最も大きな弱点の一つではなからうか。

ここで、「強いていえば、植民地教育史研究に属するといえようか」と指摘したのは評者（佐々木）で、著者（原）のことではない。

実は、この一連の「論考」は“満洲国”のなかに設置された教育・訓練施設を論じているにもかかわらず、“満洲国”は日本が設けた傀儡国家であるという規定があるのみで、“満洲国”を社会科学的に規定する著者のことばは見あたらない。実証研究に徹する著者にはこのような論点に踏み込む意図が初めからなかったのであろう [注]。

[注] 評者は植民地教育史研究の問題に立ち入るつもりはない。ここでは、「日本の『植民地』とは、日本の領土でありながら本国の法体系がそのまま適用されることなく、独自の地域を指している。」とし、中国東北地方については、「南満洲鉄道株式会社（満鉄）附属地（長春以南の鉄道沿線の土地と若干の市街地）がこれに当たる。」「南満洲鉄道株式会社（満鉄）は附属地に対して行政権を行使するにとどまったので、これを植民地には含めない見解もある。また、1931 年以後に日本軍が占領した旧満洲（中国東北部）をはじめ中国・東南アジアの諸地域は [中略]『占領地』として区分される。」とする最近の見解があることを指摘するにとどめる。駒込武「植民地の教育」『現代教育史事典』（2001 年、東京書籍）による。

「諸論考」のこの弱点は、最初の一連の労作が「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面」と題されていたことに示唆されるように、著者の当初からの関心は「技術員・技能工養成」問題にあったのであり、“満洲国”を舞台とする植民地ないし占領地教育の特質を分析を企図していなかったことに関連するように推察される。しかしこれは、論題に“満洲国”を掲げていた点からすれば、大きな弱点になっていることは否定できないであろう。

[4]研究の手法の特殊性

(a)真理は細部に宿る

ここで注目したすべての「論考」に共通して採用された調査研究の手法は、雑誌、地元新聞記事を含む広範な関連資料を発掘し、多数の当事者について実施した克明な聴き取りあるいはアンケート調査等により発掘した資料とその意味を解明しようとしたもので、実証的研究そのものである。宇都宮大学に納められた資料群の多くは、調査の過程で収録され、記録されたものである。筆者は、これらを活用して論文をまとめるに際しては、日本国内では見いだすことの困難な原資料については、克明にその全容――しばしばその全文――を紹介しており、資料のために割かれてい頁は本文を上回っているものが少なくない。それぞれの論考は、副題に示された施設に関するケーススタディであり、それは本質的には「調査報告書」の趣がある。

(b)感情抑制的

「諸論考」はいずれも客観的な叙述に徹し、極度に感情抑制的である。養成所を卒業して渡満した人たちがなめたであろう苦労については、ほとんど全く言及していない。このことに示されるように、教育訓練施設の設置と運営以外を著者が余分なこと考えたのか、評者からは必要と思われることまで省略されている。

たとえば、これら“満洲国”関連の諸論考にとり組む最初の契機となったのは山内一次氏の告別式に著者が参列したことにあつたとされる。著者と山内が極めて親しい関係があつたと推測される。しかし、近代の図学の形成に大きな役割を果たしたモンジュの『画法幾何学』（1811年）を翻訳して（私家版）日本に詳細に紹介したという山内一次の図学研究の面での業績には全く触れていないため、神戸で行われた葬儀に出席するほどの著者と山内との関係を読者には理解できない。またたとえば、告別式で弔辞を読む程の山内と訓練所卒業生との師弟の間柄が書かれていないのは、不思議に思えるほどである。

なお評者（佐々木）から見れば、これら諸施設では、戦時下に開設されたにも関わらず、機械設備等がよく揃えられていたことには驚かされるが、この種の説明ないし感想も記されていない。

また③から⑩までの論考では、終始重要な役割を果たしたと推測される関口八重吉、隈部一雄については、経歴はもちろん、歴史的な評価についてもほとんど何らの説明もないのはほとんど不思議というほかない。

結びに代えて――著者の研究の枠組みについての若干の感想

(a)特徴と弱点と

繰り返しになるが、この諸論考の最も重要な特徴は、戦時期という資料等に恵まれない

など研究上困難な時期を対象として、教育史研究では光が当てられることの少ない技能教育、技術員教育の施設やその教育訓練を実証的に解明したところにある。

しかし、著者の目的意識があまりに強くこの点に絞られたために、それが“満州国”という占領地で行われたこと、現地人と日本人の差別的扱い、現地人に対する訓練の言語の問題を論点として問うていない感じがあること等、つまり一種の「植民地教育」として行われたことが等閑視されたという弱点をもつことは否めない。

また、施設卒業あるいは修了後まもなく敗戦となったから無理もない面もあるにせよ、多数の当事者への聴き取り調査を積み重ねているにもかかわらず、卒業者・修了者の就業等の面で果たした役割は、ほとんど記載されていない。この点について評者としては、奇妙に思えるとは言いようがない。

(b)歴史認識の問題

丸山が整理した著者の「諸論考」関連の蔵書の目録から推測すると、著者は、当然ながら対象とした時期についての歴史的背景等も視野に入れていたと思われる。実際、著者はこの「諸論考」のほとんどすべてにおいて、“満州国”が日本帝国主義が中国東北地方に打ち立てた傀儡政権であると見なす簡潔な叙述を論文の冒頭あるいは末尾においている。しかし、この時期に関して著者が描いている歴史像、あるいはそれに関する理論的枠組みには、これ以外には全く言及していない。

しかし、この「諸論考」のみを手がかりとして、著者を歴史観の唆味な実証主義者とみるのは適切ではないように思われる。

この「諸論考」に一区切りつけた後に、著者は「治安維持法下の技術運動」と題した論文を3本まとめている[注]。これらは、治安維持法という天皇制に刃向かおうとする者には死刑をもって臨むという近代日本の最悪の弾圧体制のもとで、果敢に民主主義的な労働運動に携わった若者たちが、度重なる弾圧の下で「技術教育運動」という地道な活動を展開した経過を克明に実証した研究である。前記の“満洲国”関連の「諸論考」と同じく、広範な資料調査を基礎として、そのうえに関係者に対する綿密な聴き取りを駆使した調査を重ねて練り上げられた重厚かつ濃密な論文である。

[注] 原正敏「治安維持法下の技術運動(1)——技術雑誌の発行(1)」『千葉大学教育学部紀要』第44巻 III：自然科学編、1996年2月、87～103頁、依田有弘と共著。同「治安維持法下の技術運動(2)——技術雑誌の発行(2)」『同上誌』第45巻 III：自然科学編、1997年2月、89～112頁、依田有弘と共著。同「治安維持法下の技術運動(3)——『機械工の友』の影響」『同上誌』第46巻 III：自然科学編、1998年2月、126～139頁、依田有弘と共著。

これらの論考も、“満州国”関連の「諸論考」と同じく、当該の時代の社会の政治的過程については、ほとんど全く言及していない。著者は、当該の時期の政治過程を論ずるのは著者の任ではなく、その時期の政治・経済の基礎過程を著者の専門とする技術教育あるいは技術教育運動という社会の下部の過程から解明することに徹しているように思われる。視野を学校教育として実施される技術教育に限定せず、ひろく技能教育の面にまで広げているのもそのためであろうと思われる。

このように見ると、“満州国”関連の著者の「諸論考」に描き出された事実を歴史的に位置づけることは課題として残されているといえよう。

表 原正敏による『満洲国』技術員・技術工養成関係論考のリスト

以下は丸山剛史「宇都宮大学所蔵『満洲国』技術員・技術工養成関係資料目録の解説と凡例」『植民地教科書と国定教科書』植民地教育史研究年報第11号（2009年6月）に基づいたリストである。番号とその次にイタリック体で掲げた表題は評者（佐々木）による。

①大森機械工業徒弟学校

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（Ⅰ）——大森機械工業徒弟学校の誕生と終焉——」『千葉大学教育学部研究紀要』第36巻第2部、1988年2月、239～264頁

〔佐々木注〕なお、丸山目録によるタイトルの「側面」の原文はすべて「局面」

②大森機械工業徒弟学校の補遺

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（Ⅰ）——大森機械工業徒弟学校の誕生と終焉——補遺と訂正」『千葉大学教育学部研究紀要』第37巻第2部、1989年2月

③『戦時体制下の旧満洲における技術員・技術工養成の総合的研究』

『1987・88年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書

戦時体制下の旧満洲における技術員・技術工養成の総合的研究』

（研究課題番号62580075）、1989年3月、本文全28頁、資料編第1部全35頁、資料編第2部全17頁

④日満技術工養成所から秋田日満工業高校へ

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（Ⅱ）——日満技術工養成所から秋田日満工業高校へ——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第38巻第2部、1990年2月、79～121頁

⑤『戦時下、“満洲国”における技術員・技術工養成』

「総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究」プロジェクトチーム（原正敏・槻木瑞生・斉藤利彦）『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』学習院大学東洋文化研究所、1990年3月、18～109頁

⑥九州日満鉱業技術員養成所から九州日満工業学校へ

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（Ⅲ）——九州日満鉱業技術員養成所から九州日満工業学校へ——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第39巻第2部、1991年2月、175～209頁

⑦酒田日満技術工養成所から酒田日満工業学校へ

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（Ⅳ）——酒田日満技術工養成所から酒田日満工業学校へ——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第40巻第2部、1992年2月、121～167頁

⑧立命館日満高等工科学校

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（V）——立命館日満高等工科学校」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第41巻第2部、1993年2月、127～191頁

⑨満洲鉦工青少年技術生訓練所

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（VI）——満洲鉦工青少年技術生訓練所——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第41巻第2部、1993年2月193～226頁

⑩偽満洲国的技術人員、技工的養成

「偽満洲国的技術人員、技工的養成」『遼寧省教育史志』1993年第2輯、1993年11月、203～215頁 [中国語]

⑪満洲帝国交通部委託土木技術員養成所

「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面（VII）——満洲帝国交通部委託土木技術員養成所——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部、1994年2月、113～132頁

⑫満洲鉦工技術員協会と「鉦工技能者養成令」

「“満洲国”における技術員・技術工養成（I）——満洲鉦工技術員協会と「鉦工技能者養成令」——」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部、1994年2月、189～220頁

⑬満洲鉦工青少年技術生訓練所

「偽満技術人員的渡満前訓練施設——満洲鉦工青少年技術生訓練所——」『遼寧省教育史志』1994年第1輯、1994年6月、122～128頁 [中国語]

⑭“満洲国”における企業内養成施設

「“満洲国”における技術員・技術工養成（II）——在満企業の企業内養成施設」（隈部智雄との共著）『千葉大学教育学部研究紀要』第43巻第2部、1995年2月、117～142頁

⑮“満洲国”における国民高等学校工科と職業学校

「“満洲国”における技術員・技術工養成（III）——国民高等学校工科と職業学校」（潘小琴・隈部智雄との共著）『同上誌』第43巻第2部、1995年2月、143～160頁

⑯“満洲国”における技術員・技術工養成に関する考察

「『満洲国』の技術員・技術工養成をめぐる若干の考察」『技術教育学研究』第10号1996年3月、1～17頁